

# 令和2年度「適合証明技術者業務講習」 受講案内

今年度より「既存住宅状況調査技術者」であることが  
適合証明技術者の登録要件となります！

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）、財形住宅融資（リ・ユース住宅）及びリフォーム融資希望者等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査で融資希望物件が住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行い、適合した物件に適合証明書を発行することができます。「適合証明技術者」の登録には、登録制度の内容、意義及び業務の重要性を十分認識していただくとともに、的確に業務を行っていただくための講習の受講が義務付けられていますので、必ずご受講ください。

既存住宅状況調査技術者の資格有効期間と合わせ、適合証明技術者の資格有効期間を4月1日（登録開始）から3年間とします。

## ◆ 主催者 ◆

共催：一般社団法人広島県建築士事務所協会・一般社団法人日本建築士事務所協会連合会  
協力：独立行政法人 住宅金融支援機構

## ◆ 受講対象者 ◆

フラット35（中古住宅）及びリ・ユース住宅の適合証明業務並びにリフォームの適合証明業務を行う適合証明技術者の登録予定建築士

## ◆ 日時 ◆

| 講習日   | 会場      | 定員  | 受講申込〆切   |
|---|---------|-----|----------|
| 令和2年 8月25日（火）<br>★既存住宅状況調査技術者更新講習と同日開催<br>受付開始 13:00<br>講習時間 13:30～17:00 予定 | 広島商工会議所 | 50名 | 8月7日（金）  |
| 令和2年10月27日（火）<br>★適合証明技術者業務講習の単独開催<br>受付開始 13:00<br>講習時間 13:30～17:00 予定     | 広島商工会議所 | 50名 | 10月9日（金） |

## ◆ 受付期間 ◆

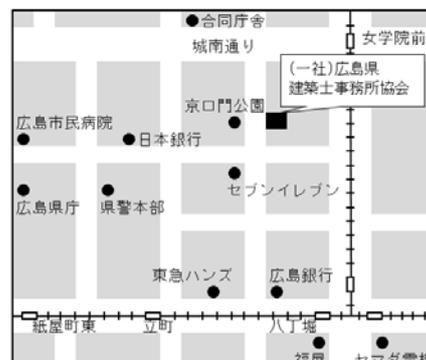
令和2年7月1日（水）～令和2年10月9日（金）※土日祝祭日及び8月14日（金）は休み  
受付時間 10:00～11:30・13:00～16:00

## ◆ 申込先 ◆

一般社団法人 広島県建築士事務所協会  
〒730-0013 広島市中区八丁堀5番23号  
オガワビル2F  
TEL (082) 221-0600

## ◆ CPDについて ◆

本講習会は建築CPD情報提供制度の認定プログラムとして開催する予定（3単位）。



## ◆申し込みの流れ◆

### I. Web申込みの場合

① Web申込ページ (<https://njr.payhub.jp/halls/groups/77>) にアクセスし、受講申込みを行う。

② 8月7日(金)又は10月9日(金)までに以下の必要書類を準備・作成し、(一社)広島県建築士事務所協会窓口へ提出又は郵送する。(★印の書式はダウンロードできます。)

#### ・必要書類等

- (1) 登録申請書 (★)
- (2) 適合証明業務に関する確認書 (★)
- (3) 都道府県知事または指定事務所登録機関が発行した、建築士事務所登録を証する書類の写し

(直近の事務所登録申請書(第一面)の写し。ただし、新規・更新登録完了後、登録内容に変更(代表者変更・名称変更・所在地変更等)があった場合は、該当事項の変更を届け出た建築士事務所登録事項変更届の写しも併せて提出すること。)

- (4) 登録予定建築士の建築士免許証、または免許証明書の写し
- (5) 登録予定建築士のカラー証明写真(縦3.0cm×横2.4cm) **1枚**  
 ※無帽、無背景、正面(胸部より上部分)を写したもので、令和2年3月以内に撮影したものを登録申請書に貼付すること。  
 ※白黒不可、デジタルカメラのプリントカラー写真可、スナップ写真不可。
- (6) 公的機関発行の写真付き資格証等(運転免許証、パスポート等)の氏名と写真が確認できる書類の写し  
 ※上記の確認できる書類がない場合には、保険証のコピーを持参の上、**登録予定建築士本人**が登録窓口で申請を行うこと。

- (7) 受講票  
 ※お申込み内容を確認後、ご登録いただいたメールアドレス宛に受講票を送信します。

- (8) 登録開設者の印鑑
  - ア. 登録開設者が法人の場合  
 法務局届出の代表社印(丸印)
  - イ. 登録開設者が個人の場合  
 登録開設者の印鑑

※シャチハタ印は不可。  
 ※郵送の場合は押印の上、お送りください。なお、押印忘れの無いようご注意ください。

- (9) 登録予定建築士の印鑑
- (7) 受講要返信用封筒(84円切手貼付のこと) ※郵送での申込みの場合のみ

## ◆受講料一覧表◆

| 既存住宅状況技術者有効期間(有効期限)                        | 適合証明技術者登録期間 | 登録料     | 受講料    | 実務手引代  | 合計      |
|--|-------------|---------|--------|--------|---------|
| 2022(令和4)年3月31日<br>※平成30年度に新規取得            | 1年間         | 6,160円  | 9,350円 | 4,950円 | 20,460円 |
| 2023(令和5)年3月31日<br>※平成31年度に新規取得            | 2年間         | 12,320円 | 9,350円 | 4,950円 | 26,620円 |
| 2024(令和6)年3月31日<br>※平成29年度に新規取得、令和2年度に更新受講 | 3年間         | 18,480円 | 9,350円 | 4,950円 | 32,780円 |
| 令和2年度内資格取得予定<br>※他実施機関受講含む                 | 3年間         | 18,480円 | 9,350円 | 4,950円 | 32,780円 |

※納付した受講料は、天災等の理由で講習が中止された場合を除き返還いたしません。

## II. 窓口又は郵送申込みの場合

① 【令和2年度「適合証明技術者業務講習」受講申込書】【登録申請書】【適合証明業務に関する確認書】に必要事項を記入する。

※ダウンロードはこちら (一社) 広島県建築士事務所協会HP (<https://h-aaa.jp>)

② 記入した①の書類と下記の必要書類等を準備・作成し、受付窓口へ持参又は郵送する。  
・必要書類等

(1) 都道府県知事または指定事務所登録機関が発行した、建築士事務所登録を証する書類の写し

(直近の事務所登録申請書(第一面)の写し。ただし、新規・更新登録完了後、登録内容に変更(代表者変更・名称変更・所在地変更等)があった場合は、該当事項の変更を届け出た建築士事務所登録事項変更届の写しも併せて提出すること。)

(2) 登録予定建築士の建築士免許証、または免許証明書の写し

(3) 登録予定建築士のカラー証明写真(縦3.0cm×横2.4cm) **2枚**

※無帽、無背景、正面(胸部より上部分)を写したもので、令和2年3月以内に撮影したものを登録申請書に貼付すること。

※白黒不可、デジタルカメラのプリントカラー写真可、スナップ写真不可。

(4) 公的機関発行の写真付き資格証等(運転免許証、パスポート等)の氏名と写真が確認できる書類の写し

※上記の確認できる書類がない場合には、保険証のコピーを持参の上、**登録予定建築士本人**が登録窓口で申請を行うこと。

(5) 既存住宅状況調査技術者講習の修了証明書、又は資格者証の写し

※令和3年度以降有効なもの(有効期間が2022(令和4)年3月31日以降)

※令和2年度に新規講習又は更新講習を受講する場合は、修了証明書又は資格者証が手元に届き次第登録窓口へ提出すること。

(6) 登録開設者の印鑑

ア. 登録開設者が法人の場合  
法務局届出の代表社印(丸印)

イ. 登録開設者が個人の場合  
登録開設者の印鑑

※シャチハタ印は不可。  
※郵送の場合は押印の上、お送りください。なお、押印忘れの無いようご注意ください。

(7) 登録予定建築士の印鑑

(8) 受講要返信用封筒(84円切手貼付のこと) ※郵送での申込みの場合のみ

③ 受講料・登録料・テキスト代を窓口にて支払う。郵送の場合は、指定金融機関口座へ振込の上、振込金受取書や利用明細など振込が確認できる書類の写しの同封をお願いいたします。

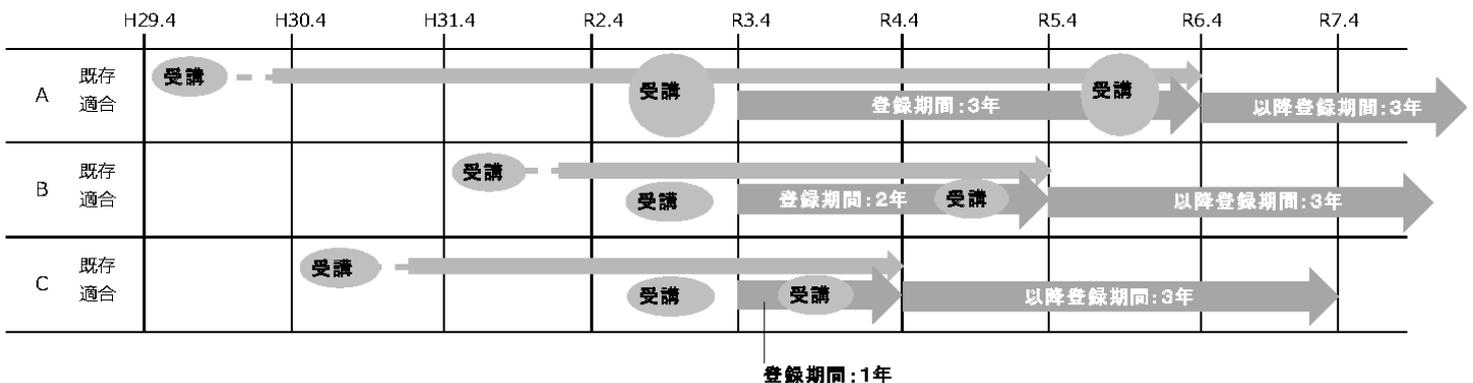
### ◆適合証明技術者登録期間と既存住宅状況調査技術者有効期間(有効期限)について◆

適合証明技術者の登録期間は、既存住宅状況調査技術者資格有効期間と一致させるよう有効期間を3年間、2年間、1年間の3種類とします。

A: 令和2年度に既存講習を受講される方又は新規で受講される方は、有効期限は令和6年3月末  
→適合資格を令和6年3月末までとするため、登録期間は3年間とする。

B: 令和元年度に既存講習を受講した方は、有効期限が令和5年3月末  
→適合資格を令和5年3月末までとし、登録期間を2年間とする。

C: 平成30年度に既存講習を受講した方は、有効期限が令和4年3月末  
→適合資格を令和4年3月末までとし、登録期間を1年間とする。



◆ 振込先 ◆

広島銀行 八丁堀支店

シヤ) ヒロシマケンケンテクシジムシヨキヨウカイ

普通預金 No. 1019274 (一社) 広島県建築士事務所協会

※振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

◆ 時間割 (予定) ◆

| 時間                     | 内容   | 講師                   |
|------------------------|--|----------------------|
| 13:30~13:40            | 挨拶 (適合証明業務の重要性について)  | 広島県建築士事務所協会          |
| 13:40~16:40<br>(休憩を含む) | 業務の重要性、留意事項の確認、融資対象となる住宅と物件検査の流れ、一戸建て等の物件検査、マンションの物件検査、フラット35S中古タイプの物件検査、劣化状況に関する物件検査、物件検査が省略できる事例、リフォーム融資の物件検査、適合証明業務システム入力方法など | DVD講習<br>講師：住宅金融支援機構 |
| 16:40~17:00            | 理解度確認チェックシート解答用紙記入 (10分)   |                      |

◆ 講習会場案内 ◆

広島商工会議所

〒730-8510 広島市中区基町5-4-4

広電宮島線原爆ドーム前駅 徒歩1分

※会場には駐車場・駐輪場はありません。公共交通機関、または近隣の駐車場・駐輪場をご利用ください。



(注意事項)

- 1) 登録予定建築士本人以外は受講できません。
- 2) 受講票を当日必ずご持参の上、受付にご提示ください。
- 3) 講習テキスト「適合証明技術者実務手引 令和2年度改訂版」は講習会当日にお渡しいたします。
- 4) 講習終了後に理解度確認チェックを行います。必ず鉛筆と消しゴムをご持参ください。  
また、重要箇所のチェックには蛍光ペン等が必要となりますので、併せてご持参ください。
- 5) 講習を受講しない場合、「登録証明書」は交付されません。遅刻、途中退室した場合も同様です。
- 6) 「登録証明書」は、令和3年3月以降、登録機関から登録開設者宛てに簡易書留で郵送いたします。
- 7) 納入された受講料は、天災等の理由で講習が中止された場合を除き返還いたしません。